

○琉球料理伝承人宗匠の要件について

	要件項目	要件詳細
1	調理師または栄養士の資格を有している。	調理師免許または栄養士免許の写しを提出すること。
2	琉球料理の調理に関する10年以上の指導経験がある。	調理学校、料理教室、または飲食店における琉球料理の指導実績を通算10年以上有する者。
3	沖縄の伝統的な食文化について幅広い知識を有している。	<p>県が実施する「琉球料理担い手育成講座」または「琉球料理伝承人フォローアップ講座」において、講師として指導した実績が複数回ある者。 なお、講師の実績が「座学」または「調理実習」いずれかのみの場合は、以下の要件を満たす者とする。</p> <p>○「調理実習」の講師実績のみ有する場合 沖縄の伝統的な食文化や琉球料理に関する書籍を出版している（自費出版を除く）。</p> <p>○「座学」の講師実績のみ有する場合 調理師または料理人に対する琉球料理の実技指導の実績を10年以上有する者。</p>
4	沖縄の伝統的な食文化について高度な技術を有している。	
5	琉球料理伝承人を育成、指導することができる。	
6	沖縄の伝統的な食文化の保存、普及及び継承に顕著な功績がある。	<p>次のいずれかに該当する者。</p> <p>①食文化における地域文化功労者表彰、沖縄県功労者表彰、沖縄県文化功労者表彰、またはこれらに匹敵する賞の受賞歴がある。 ②県または市町村の各種審議会、委員会の委員等の公職にあって活躍し、沖縄の伝統的な食文化の振興に功績がある者。</p>